

入札参加心得

入札参加にあたっては、次の事項に留意し、入札に参加してください。

入札の効力について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効になります。
 - 入札参加資格のない者のした入札
 - 所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
 - 入札書記載の金額を、加除・訂正した入札
 - 入札書に記名・押印のない入札
 - 重要な文字の誤字・脱字、または計算間違い等により、記載事項が確認できない入札
 - 同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
 - 入札金額計算書の添付のない入札
 - 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する方は、再度入札に参加することはできません。
 - 初度の入札に参加しなかった者
 - 初度の入札に参加したけれど入札をしなかった者
 - 連合その他不正な行為があった入札をした者

入札書について

- (1) 入札書は、必ず宮崎市が定めた様式により作成し、提出してください。
- (2) 入札回数は、2回とします。
- (3) 入札書は、消費税を抜いた金額をご記入のうえ提出してください。

提出した入札書について

提出した入札書は、『書き換え』『引き換え』または『撤回』をすることができませんので、金額・数量等については、提出前に再度確認して提出してください。

公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「地方自治法施行令」及び「宮崎市財務規則」等関係法令を遵守し、入札に参加してください。
- (2) 入札参加者に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。